資料３

ＡＩ・半導体ワーキンググループ運営要領

（令　和　８　年　２　月　１　２　日
ＡＩ・半導体ワーキンググループ座長決定）

「ＡＩ・半導体ワーキンググループの開催について」（令和８年２月 12 日内閣府特命担当大臣及び経済産業大臣申合せ）第４項の規定に基づき、ＡＩ・半導体ワーキンググループ運営要領を次のように定める。

（総則）

第１条　ＡＩ・半導体ワーキンググループ（以下「WG」という。）の議事の手続その他WGの運営に関し必要な事項は、「ＡＩ・半導体ワーキンググループの開催について」に規定するもののほか、この運営要領に定めるところによる。

（会議）

第２条　WGの会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

２　座長は、会議を招集しようとするときは、第６条の事務局を通じて、構成員に対しあらかじめ議題、日時等を通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

（構成員以外の者の出席）

第３条　座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

（会議の公開）

第４条　議事は原則、非公開とする。

（議事概要等の公開）

第５条　座長は、議事の経過について、会議に出席した構成員等の確認を得て議事概要を作成するものとする。

２　会議における議事概要及び配布資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、議事概要及び配布資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

（事務局）

第６条　WGの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府及び経済産業省に事務局を置いて行う。